

令和7年度 高松市短期就労型関係人口創出業務プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、令和5年3月に「たかまつライフ促進プラン～「たかまつで暮らす」っていいね！～」を策定し、誰もが訪れたい、住んでみたい、住み続けたいと思え、多様な人材が地域づくりに参画する「選ばれるまち、高松」の実現を目指して、「移住の促進」、「定住の促進」と並んで、「関係人口の創出・拡大」を基本目標として掲げています。

関係人口の創出・拡大に当たっては、情報発信の強化、訪問型関係人口の創出・拡大などに取り組むこととしております。

本業務は、県外在住（主に大都市圏を想定）の短期就労希望者に対して、本市内の地域での短期就労、観光、地域の住民や団体との交流に関する魅力的な情報を提供し、実際に体験していただき、短期就労、観光、地域での交流というサイクルを繰り返し経験することで、訪問型関係人口を創出し、拡大を図ることを目的としています。

本業務の実施により、本市職員については、高松や広く地方に興味関心のある県外在住者を対象とした、訴求力のある情報発信のノウハウを、地域の事業者、住民、団体については、短期就労者の受入を契機とした関係人口の創出・拡大のノウハウを、それぞれ蓄積することも目指しています。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

高松市短期就労型関係人口創出業務委託

(2) 業務の内容

別添1「令和7年度高松市短期就労型関係人口創出業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すためのものです。

※ また、最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定します。

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該プロポーザル方式の公表の日（以下「公表の日」という。）から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則

- 第3条に規定する申立てを含む。)がなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

4 スケジュール

内 容	年 月 日
プロポーザルの公表	令和7年7月11日(金)
プロポーザル関係書類の配布期間	令和7年7月11日(金) から 令和7年7月28日(月) まで
参加表明書の提出期限	令和7年7月28日(月) 午後5時まで
参加資格の審査結果の通知	令和7年7月31日(木)
プロポーザルに対する質問の受付期間	令和7年7月11日(金) から 令和7年7月28日(月) 午後5時まで
質問への回答	令和7年7月31日(木)
提案書等の提出期限	令和7年8月19日(火) 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年8月下旬(予定)
審査結果の通知	令和7年9月上旬(予定)
契約の締結	令和7年9月下旬(予定)

5 配布資料及びその配布方法

(1) 配布資料

- ① プロポーザル実施要領
- ② 仕様書
- ③ 提出書類様式
 - a 会社概要書(様式第1号)
 - b 業務実施体制調書(様式第2号)
 - c 見積書(様式第3号)
- ④ 提案公募選定基準

(2) 配布方法

高松市ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r7/kohyo/2025_tankishurou.html

6 参加表明

提案公募の参加を希望する者は、以下のURLのプロポーザル提出フォームから申請してください。

- (1) プロポーザル提出フォームURL

<https://logoform.jp/form/dV7M/1113839>

(2) 提出書類

- ① 会社概要書（様式第1号）
- ② 業務実施体制調書（様式第2号）（実績については、事実・内容が確認できる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付してください。）
- ③ プロポーザル参加表明の提出日において納期の到来した市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことが証明できるもの（参加表明書の提出日から3か月以内に発行された滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。）
- ④ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ⑤ 直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書
※決算時期の関係から、直近の決算時における財務諸表等の提出が困難な場合は、前回決算時の財務諸表等を提出してください。

(3) 提出期限

令和7年7月28日（月）午後5時まで

(4) 参加資格に係る審査結果の通知

参加表明者の参加資格の有無を、令和7年7月31日（木）までにプロポーザル担当者宛に電子メールにて通知します。提出期限までに参加表明書等が提出されなかった、又は到着しなかった場合若しくは参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することはできません。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明を提出した後に、参加を辞退する場合は、(1) プロポーザル提出フォームから、辞退申請をしてください。

7 質問及び回答

(1) 質問の受付期間及びその方法

本要領に基づくプロポーザルに関し質問がある場合は、令和7年7月28日（月）午後5時までに、6 参加表明（1）プロポーザル提出フォームから、質問をしてください。質問内容は公募要領、仕様書の記載内容及び提出書類など各種様式の記載方法等に関するものに限ります。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年7月31日（木）に、質問者に対して電子メールで行うとともに、質問者を特定できない形で、その内容を高松市ホームページに、企画提案書等の提出期限までの間、掲載します。

プロポーザルに参加する者は、この回答の内容を確認の上、提案書を提出しなければなりません。提案書を提出した者は、回答を確認したものとして審査を行います。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答を行わないものとします。

- ① 質問者の明らかな誤読
- ② 質問者の個人的な意見
- ③ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

- ④ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- ⑤ 本提案公募に関係のないもの
- ⑥ 質問フォーム以外の方法により提出されたもの
- ⑦ 受付期間外に提出されたもの

8 提案書等の提出

(1) 提出方法

参加資格の審査結果の通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた者であって、本プロポーザルへの参加の意思のあるもの（以下「提案者」という。）は、次の①から③に掲げる書類を、提出期限までに、6 参加表明（1）プロポーザル提出フォームから、ファイル提出をした上で「(3)提出先」に持参、又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）してください。

① 提案書

a 提案内容

仕様書に基づき、別添 5「令和 7 年度高松市短期就労型関係人口創出業務委託提案公募選定基準」に留意した上で、実施や分析に当たっての考え方や手法等を提案してください。

b 書式等

- (a) 用紙サイズ：A 4 判、縦又は横書き（一部、A 3 版片袖折り可）
- (b) 文字サイズ：原則 11 ポイント以上（フォントは任意）
- (c) 使用言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- (d) 刷色：不問

c ページ数

両面印刷、20 ページ（10 枚）以内

なお、表紙・目次はページ数に含めません。

d 提出部数

7 部

e 留意事項

- (a) 記述は、できるだけ平易な表現（図等を含む。）としてください。
- (b) 仕様書の「7 企画提案書記載要件について」の項目全てを、仕様書に記載の序に従って、記載してください。
- (c) 記号や略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号や略称等の説明を記述してください。選定者が、記号や略称等が意味することを十分に理解できない場合、選定の結果に影響を及ぼす可能性があります。
- (d) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めません。
- (e) 提出書類等は返却しません。

② 見積書

- a 様式は、見積書（様式第 3 号）を用いて作成してください。また、内訳書（任意様式）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

b 部数

7部

c 留意事項

- (a) 見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入してください。
- (b) 金額の訂正は認めません。
- (c) 消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記してください。
- (d) 行政手続きに係る押印等の見直しにより、令和4年1月1日から、見積書の押印の義務付けを廃止したことに伴い、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない見積書を提出する場合は、見積書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。なお、押印がなく、上記の記載がない見積書は無効です。

③ 提案書の公開に係る意向申出

提案書の内容を本市が情報公開することについての意向をプロポーザル提出フォームより申し出てください。なお、詳細は、「12 提出書類の取扱い（4）」を参照してください。

(2) 提出期限

① プロポーザル提出フォームへのデータ提出期限

令和7年8月19日（火）午後5時まで

※受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

② 提案書、見積書、提出書の公開に係る意向申し出の持参期限

令和7年8月19日（火）午後5時まで

※郵送の場合は、上記期限日の消印有効とします。

(3) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市政策局政策課（担当：千葉、齋藤）

9 ヒアリングの実施

提案書記載内容について、次のとおり、ヒアリングを実施します。

ヒアリングは、応募状況等により、Web 会議システムを使用する場合があります。

(1) 実施時期

令和7年8月下旬（予定）

日程、実施方法、会場等の詳細については、別途、企画提案書提出者に通知します。

(2) 所要時間

1事業者当たり30分

（提案者による提案要旨説明約20分、質疑応答約10分）

(3) 説明者等

説明者は、原則、配置予定の管理責任者及び業務責任者とし、計3名までの出席とします。

10 受託候補者の選定

(1) 別添5「令和7年度高松市短期就労型関係人口創出業務委託提案公募選定基準」に示す審査の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査及び評価を行い、審査項目ごとの評価を点数化し、総合点が評価点全体の6割以上であって、最も総合点の高い提案者を受託候補者に選定します。

(2) 審査結果については、全ての提案者に対して、次の事項を通知するものとします。

- ① 業務名
- ② 受託候補者の商号又は名称
- ③ 当該提案者の総合点
- ④ 提案者全ての総合点

なお、受託候補者以外の提案者は、提案者を特定することができない表記とします。
また、受託候補者とならなかった者は、次に掲げるところにより、その理由について、市長に対し、書面により説明を求めることができます。

- ① 提出期間 審査結果の通知があった日から7日以内
- ② 提出方法 電子メール：seisaku@city.takamatsu.lg.jp により、書面（様式は任意）で提出してください。

(3) 提案者への審査結果の通知後、高松市ホームページに、次の事項を公表するものとします。

- ① 業務名
- ② 受託候補者の商号又は名称
- ③ 提案者全ての総合点

なお、受託候補者以外の提案者は、提案者を特定することができない表記とします。

(4) 受託候補者との契約締結に係る協議の結果、合意に至らなかった場合、又は受託候補者と決定した提案者が「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の提案者を契約の相手方として、契約締結に関する協議を行います。

(5) 提案者が1事業者のみの場合であっても、当該提案者の総合点が評価点全体の6割以上である場合には、当該提案者を受託候補者として選定します。

11 契約の締結

(1) 契約

受託候補者と当該業務に係る契約内容及び仕様等について協議を行い、その内容について合意をしたときは、必要に応じ当該業務に係る仕様書を修正の上作成するものとします。その後、仕様書（修正した仕様書を含む。）に基づき見積書を徴取し、その額が予定価格の範囲内であるときは、随意契約の方法により契約を締結します。

(2) 契約保証金

要します。ただし、高松市契約規則（昭和３９年高松市規則第３６号）第２４条各号のいずれかに該当する場合は免除することができます。

（３） 委託料の支払条件

完了払いとし、本業務の検収後、正当な請求に基づき支払います。

12 提出書類の取扱い

- （１） 提出された全ての書類は、返却しません。
- （２） 提出後の書類に係る差替え、追加及び削除は認めません。
- （３） 提出書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとします。ただし、提出された提案書等の全部又は一部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）する許諾を、作成者は本市に与えるものとします。
- （４） 提出された書類については、本市は、高松市情報公開条例（平成１２年高松市条例第３９号）の規定に基づき、公開請求があった場合、その内容の全部又は一部を公開することがあります。また、その場合は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１８条第３項第３号に基づき、提出された書類のうちの著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示することについて提出者が同意したものとみなされます。

この同意をしない場合は、その旨の意思表示が必要となります。

13 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがあります。

その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負いません。

14 決定の取消し等

（１） 事業委託の取消し又は変更

参加者及び受託候補者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託候補者の決定を取り消します。

- ① 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- ② 「３参加資格」を満たさなくなった場合
- ③ 定められた以外の手法により、選定員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- ④ 「11 業務委託契約(１)契約」の協議が不調に終わった場合
- ⑤ 「11 業務委託契約(１)契約」の協議後の見積額が、「２業務委託の概要(４) 提案上限額」を超える場合

（２） 損害賠償

- ① 受託者（市との契約の相手方。以下同じ。）は、その責めに帰する理由により、事業委託物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこととします。ただし、事業委託

物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

- ② ①に掲げる場合のほか、受託者は、市が定める条件を履行しないため、損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこととします。
- ③ 受託者は、事業場所の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任においてその損害を賠償することとします。

(3) 事業委託の取消しによる損失の取扱い

上記 14(1)の規定により事業委託を取り消した場合において、その取消しにより受託者に損失が生じて、市はその損失を補償しません。また、受託者は市に対し、一切の補償の請求は行わないこととします。

15 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

※ 契約監理課ホームページ

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/zenpan/haijo.html

16 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

17 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。））。

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

- ※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。

契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

18 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る費用など、本プロポーザルへの参加に伴い必要となる経費は全て参加者の負担とします。

本市がやむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認めるときは、プロポーザルの実施を中止し、又は取り消すことがあります。その場合において、参加者は、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。
- (2) 参加者が、「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、又は参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行った場合、若しくは選定審査の公平性を害する行為を行った場合は、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び提案を無効とします。
- (3) 企画提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用できません。
- (4) 参加者が 1 者のみの場合でも、本提案公募を有効として取り扱います。

19 公募要領関係資料

No.	資 料 名
1	令和 7 年度高松市短期就労型関係人口創出業務委託プロポーザル実施要領
2	別添 1 令和 7 年度高松市短期就労型関係人口創出業務委託仕様書
3	別添 2 会社概要書（様式第 1 号）
4	別添 3 業務実施体制調書（様式第 2 号）
5	別添 4 見積書（様式第 3 号）
6	別添 5 令和 7 年度高松市短期就労型関係人口創出業務委託提案公募選定基準